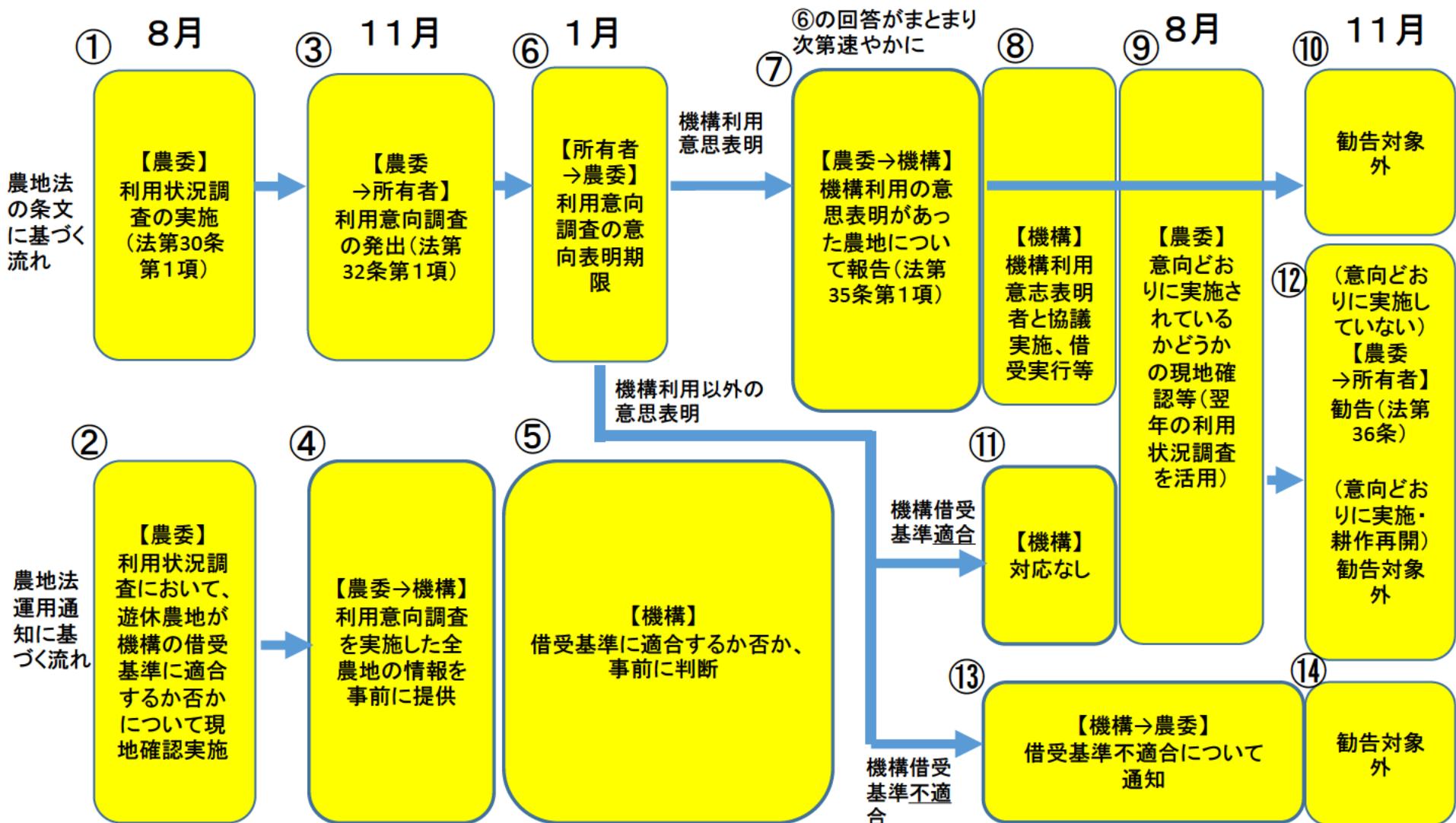


遊休農地に係る利用意向調査実施農地の対応フロー(農地法運用通知第3の5の(3)関連)



【農地法運用通知第3の5の(3)】

(2) (機構利用の意思表明があった場合)以外の場合にあっても、利用意向調査を実施した場合には、その農地の状況等について、速やかに農地中間管理機構に情報提供を行うこと。その際、農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その農地が農地中間管理事業規定に定められた農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに農業委員会に通知するよう求めること。